

議案第119号

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－3請負契約の一部変更について

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－3請負契約（令和3年2月25日議決）の一部を次のとおり変更する。

1 契約金額

変更後の契約金額	令和3年2月25日議決における 契約金額
65,579,070,700円	28,991,600,000円

2 しゅん工期限

変更後のしゅん工期限	令和3年2月25日議決における しゅん工期限
令和12年9月30日	令和7年3月31日

令和5年5月19日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－3請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－3請負契約締結について

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－3請負契約を次の要項により締結する。

- | | | | |
|---|---------|--|-----------------|
| 1 | 工 事 概 要 | トンネル整備工事 | 一式 |
| | | 延長 | 1,848メートル |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市中央区南船場1丁目14番10号 | |
| | | 大成・村本・森本・寄神・中央復建特定建設工事共同企業体 | |
| | | 構成員 | 大成建設株式会社 |
| | | | 村本建設株式会社 |
| | | | 株式会社 森本組 |
| | | | 寄神建設株式会社 |
| | | | 中央復建コンサルタント株式会社 |
| 3 | 契 約 金 額 | 28,991,600,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和7年3月31日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市北区豊崎6丁目、豊崎7丁目、中津2丁目、中津3丁目、
中津4丁目、中津7丁目及び大淀北1丁目 | |

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。